

# ～中小企業、小規模事業主の皆様へ～

## 労働条件等の改善に助成金をご利用いただけます

厚生労働省では、職場環境の改善、仕事と家庭の両立、従業員の能力向上、生産性の向上など、目的に合わせた各種助成金制度を用意しております。

### 業務改善助成金 (2019年度)

事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を30円以上引き上げ、設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース (800円未満)	1人～3人	50万円	事業場内最低賃金800円未満の事業場	生産性要件を満たした場合は 4/5
	4人～6人	70万円	かつ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差が30円以内	
	7人以上	100万円	及び 事業場規模30人以下の事業場	
30円コース	1人～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差が30円以内	生産性要件を満たした場合は 3/4
	4人～6人	70万円	及び 事業場規模30人以下の事業場	
	7人以上	100万円		

業務改善

事例

#### セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

<企業概要>

【所在地】熊本県 【従業員数】24人

【事業の種類】生鮮食料品小売業

<課題と対応>繁忙時のレジ待ちの行列を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

購入代金や釣銭の受け渡しまでをすべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況でした。そこで、助成金を活用してセミセルフPOSレジを導入しました。

レジの精算業務を効率化したい



人事課長

<独自の工夫>

各冷蔵ケースの本体電源をこまめにOFFにしたり、(別スイッチを取り付け)、同業他社と比べ営業時間を短くしつつ商品を売りつくすようにしたりし、廃棄ロスや保管設備費の削減につなげている。

<実施内容>商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客が機械で行うようにしたことにより、精算時間が短縮し、同じ時間でより多くの精算処理をすることができた。

<成果>レジ業務の削減によって生産性が向上し、23人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を52円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。



助成金活用のポイント

セミセルフPOSレジを導入したことで、レジ業務の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

# 時間外労働等改善助成金（2019年度）

時間外労働の上限規制等に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に助成します。

コース名	助成概要	支給要件	助成率	上限額	助成対象
時間外労働上限設定コース	時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主に対し助成	月80 時間を超える等の特別条項付き 36 協定を締結し、現に当該時間を超える時間外労働を複数月行った労働者がいる（単月に複数名が行った場合を含む）中小企業事業主が、助成対象の取組を行い、時間外労働の上限設定を行うこと	費用の 3 / 4 を助成  ※事業規模 30 名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30 万円を超える場合は、4/5 を助成	①平成31 年度又は平成 32 年度に有効な 36 協定において、時間外労働の上限を月45 時間、年 360 時間に設定した場合上限 150 万円等 ※月 45 時間を超え月 60 時間以下の設定に留まった場合100 万円 等 ②更に、週休 2 日制とした場合、その度合いに応じて上限額を加算 ※ 4 週当たり4 日増 100 万円、3 日増75万円、2 日増 50 万円、1 日増 25 万円 ③上限額の合計は 200 万円	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 ①就業規則の作成・変更  ②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）  ③外部専門家によるコンサルティング  ④労務管理用機器等の導入・更新
勤務間インターバル導入コース	勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成	助成対象の取組を行い、新規に 9 時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること		勤務間インターバル時間数に応じて ・ 9 時間以上11 時間未満：80(40) 万円 ・11 時間以上：100(50) 万円	⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新
職場意識改善コース	年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推進する中小企業事業主に対し助成	助成対象の取組を行い、以下の目標を達成すること ①特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の規定を整備すること ②月間平均所定外時間数を 5 時間以上削減すること		上限額：100 万円	⑥人材確保に向けた取組等
団体推進コース	3 社以上の中小企業事業主団体において、傘下企業の時間外労働の上限規制への対応に向けた取組を行う事業主団体に対し助成	事業主団体が助成対象の取組を行い、傘下企業のうち 1 / 2 以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	定額	上限額：500 万円  ※都道府県又はブロック単位で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は上限額：1,000万円	①市場調査 ②新ビジネスモデルの開発、実験 ③好事例の周知、普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談窓口の設置 等